

第3章 社会保険料等の助成

(社会保険料等)

第4条 業務方法書第8条第2項に規定する助成の対象となる社会保険料等は次のものとする。

- (1) 雇用保険
- (2) 健康保険
- (3) 厚生年金

(助成内容)

第5条 助成対象経費は、森林整備法人の林業従事職員で60歳以下の社会保険料等の事業主負担経費総額の2/3以内とする。ただし、理事長は予算の都合により減額することができるものとする。

(認定申請)

第6条 社会保険料等の助成を受けようとする者は、林業労働者確保対策助成事業認定申請書(様式第3号)を理事長に提出しなければならない。

(認定通知)

第7条 理事長は、前条の申請が適正と認めるときは、林業労働者確保対策助成事業認定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第8条 前条の認定通知を受けた者は、事業完了後速やかに林業労働者確保対策助成事業助成金交付申請書(様式第5号)を理事長に提出しなければならない。

(交付決定通知)

第9条 理事長は、前条の申請が適正と認めるときは、林業労働者確保対策助成事業助成金交付決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第10条 理事長は、前条の交付決定通知を行った者に対し、提出された林業労働者確保対策事業助成金請求書(様式第7号)に基づき助成金を支払うものとする。

第4章 雑 則

(委 任)

第11条 この規程の運用に関し、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規定は、平成23年4月1日から施行する。

公益財団法人森林ネットおおいた林業労働者確保対策事業業務規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、業務方法書第6条第2項及び第8条第2項に基づき、公益財団法人森林ネットおおいたが行う森林整備法人の認定及び社会保険料等の助成について必要な事項を定め、もって林業労働者の雇用を確保することを目的とする。

第2章 森林整備法人の認定

(認定申請)

第2条 業務方法書第6条に規定する森林整備法人として認定を受けたい者は、次の条件を確認のうえ森林整備法人認定申請書(様式第1号)を理事長に提出しなければならない。

1 林業労働者を職員として常用雇用すること。

(1) 設立当初の職員数

高性能林業機械のオペレーターとして最低2人以上雇用していること。

(2) 職員の年齢

常用雇用職員の年齢は、原則として50歳未満とする。

ただし、申請法人の実態に応じ、50歳以上60歳以下の職員についても、指導者として必要最低限認めることができるものとし、60歳を超える職員については認めない。

(3) 職員数の拡大

適正な職員の雇用拡大計画があること。

(4) 雇用条件

地域の実態に応じた適正な就労規定等が整備されていること。

(5) 新規参入者の確保

林業労働に意欲のある新規参入者の確保に取り組む計画があること。

2 高性能林業機械を利用して機械化林業に取り組むこと。

(1) オペレーターの確保

設立当初からオペレーターの確保ができていること、または養成中であること。

(2) オペレーターの養成計画

設立後のオペレーターの養成、増員計画があること。

3 その他理事長が必要と認める事項

(認定通知)

第3条 理事長は、前条の申請を適正と認めたときは、理事会の承認を受け、森林整備法人認定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。